

入札参加者の皆様へ

平成24年10月26日
宇都宮市上下水道局企業総務課

建設関連業務委託における最低制限価格の算定方法の
一部改正について

土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の各一部において、最低制限価格の算定方法を下記のとおり改正します。(水道設計業務委託を除く)

記

1 改正内容

現 行

業種区分	A	B	C	D
土木関係建設 コンサルタント	直接人件費	直接経費	技術経費	諸経費の 50%
補償関係 コンサルタント	直接人件費	直接経費	技術経費	諸経費の 50%



改正後

業種区分	A	B	C	D	E
土木関係建設 コンサルタント	直接人件費	直接経費	技術経費	諸経費の 50%	
土木関係建設 コンサルタント (積算体系が直接人 件費、直接経費(積上 計上)、その他原価、 一般管理費等によっ て構成されるもの)	直接人件費	直接経費	その他原価 の90%	一般管理費 等の30%	業務価格 の2%
補償関係 コンサルタント	直接人件費	直接経費	技術経費	諸経費の 50%	
補償関係 コンサルタント (積算体系が直接人 件費、直接経費(積上 計上)、その他原価、 一般管理費等によっ て構成されるもの)	直接人件費	直接経費	その他原価 の90%	一般管理費 等の30%	業務価格 の2%

2 適 用

平成24年11月1日以降に指名通知する案件から適用します。